

原子力規制検査において優先的に確認する資料・記録類について

- ・改定した内規類（2次文書、3次文書など、変更箇所と変更理由が分かる新旧比較表等を含む。）
- ・改善前の業務フローと改定された内規に基づき見直された業務フロー（誤記対策のためのプロセスを含む。変更箇所と変更理由が分かる新旧比較表等を含む。）
- ・改定した内規類に基づき作成された手順書や計画書一式
- ・一次文書から審査資料の作成プロセスの説明資料
- ・調達先との関係で変更があったもの（委託内容の変更に関する資料を含む）
- ・令和3年4月以降に審査部門に提出された資料の審査資料全体の中での位置づけ
- ・新たな体制とその構成員の力量評価およびその作業実績工程
- ・新業務フローのエビデンスとして、審査資料作成に係る各種記録と議事録
- ・令和3年4月以降に提出した審査資料一式
- ・その元となった調査会社から受け取った資料一式
- ・令和3年4月以前に提出した審査資料一式（比較用）
- ・調査会社が提出した報告書の適切性を原電が検証した資料
- ・今年度に審査部門へ提出された資料の誤記に対する不適合是正処置管理票（その原因と対策の情報を含む。）